

令和6年12月2日以降の医療機関等受診について

令和6年12月2日以降「マイナ保険証」(健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行することに伴い、次のような取り扱いとなります。

★★令和6年12月2日以降に医療機関で保険診療を受けるための窓口提示物★★

医療機関の窓口提示物	令和6年	令和7年	令和8年
組合員証・ 被扶養者証等	12/2 廃止	12/1 経過措置終了	
	令和7年12月1日まで利用可能 (ただし有効期限まで)		
マイナ保険証			
マイナ保険証と 資格情報のお知らせ	<p>★カードリーダーが医療機関にない時、不具合で使えない時</p> <p>「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」(令和6年10月配布)をセットで提示すると、保険診療が受けられます。</p> <p>※共済組合の資格情報(記号・番号)の確認は、「資格情報のお知らせ」(令和6年10月配布)、または、マイナポータルからも確認することができます。</p>		
資格確認書 (マイナ保険証の登録が できない方・マイナンバ ーカードがない方等)	<p>★マイナ保険証がない方</p> <p>有効期限設定 5年以内。資格取得・更新時は紙様式で交付予定。</p>		

【令和6年12月1日時点で組合員・被扶養者の方】

令和6年11月29日までに発行の組合員証等(保険証)をお持ちの方は、資格喪失等されない場合は、令和7年12月1日まで使用可能です。ただし、有効期限が記載されている方は有効期限までとなります。「マイナ保険証」の利用登録がまだの方は、入院等に備え利用登録をお勧めします。

経過措置終了後となる令和7年12月2日以降は、「マイナ保険証」または「資格確認書」により受診することになります。

「マイナ保険証」の利用登録をしていない方等への「資格確認書」の交付については、令和7年12月2日以降の受診に間に合うように作業を行う予定ですが、具体的な実施時期は未定です。決定次第お知らせします。

「マイナ保険証」を医療機関で利用する際、カードリーダーが医療機関にない時や不具合で使えない時

「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」(令和6年10月配布)をセットで提示すると、保険診療が受けられます。

なお、共済組合の資格情報(記号・番号)の確認は、「資格情報のお知らせ」(令和6年10月配布)、またはマイナポータルからも確認することができます。

また、「資格情報のお知らせ」については、令和6年10月配布時のデータ抽出基準日に登録されておらず、配布されていない方には、追って配布する予定です。

※「資格情報のお知らせ」(資格情報通知書)とは・・・資格情報を確認するためのものです。そのため、「資格情報のお知らせ」のみで保険診療は受けられません。

【令和6年12月2日以降に組合員・被扶養者となられる方】

①「資格確認書(紙様式 有効期限 1 か月)」

「マイナンバー、氏名、生年月日、性別、住所」等必要事項が正確に記入された資格取得届書等に必要書類をそろえて所属所の市町村職員共済組合事務担当課から当組合に提出されたのち、オンライン資格確認システムに加入者情報の登録が完了するまでの間に利用できる「窓口提示物」として、「資格確認書」(紙様式)を当面は全員に交付します。

※ 70歳以上75歳未満の方には、「資格確認書」と併せて「高齢受給者証」を交付します。

- 「資格確認書」には、一部負担金限度額の適用区分・発行期日を記載していないため。
- マイナ保険証を有している場合は不要ですが、電子資格確認ができない期間は必要となるため、発行します。

②「資格情報のお知らせ」(＝資格情報通知書)

オンライン資格確認システムに加入者情報のデータ登録が完了した時点で、資格取得または更新した方、全員に交付します。

ただし、75歳以上の後期高齢者の方には「資格情報のお知らせ」ではなく、別途、資格情報を確認できる証明書(「後期高齢者等短期組合員証明書」等)を交付します。

③「資格確認書(カード型プラスチック 有効期限適宜)」

紙様式の資格確認書を交付後、「電子資格確認を受けることができない状況にある者※」であるか否かを確認し、「資格確認書」(カード型プラスチック 有効期限適宜)をマイナ保険証を有していない方に交付します。

★高齢者、施設入居者

マイナ保険証を有しているが申請により資格確認書が交付できる要配慮者の方は、別途対応します。

※「電子資格確認を受けることができない状況にある者等」(＝マイナ保険証を有していない)

- マイナンバーカードを取得していない者
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録(マイナ保険証)を行っていない者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた者
- 健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードの利用登録(マイナ保険証)を解除した者
- マイナンバーカードを紛失した者
- DV 被害者などマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者

【「マイナ保険証」利用登録の解除をご希望される方】

マイナンバーカードの健康保険証利用は、任意に解除手続きができます。

利用登録解除の手続きは、利用登録解除の希望者から加入する医療保険者に申請書を提出することとされています。

利用登録解除を希望者される方は、様式「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」にて所属所の市町村職員共済組合事務担当者を通して申請いただくこととなります。詳細な手続きについては、別途お知らせします。

(「マイナ保険証」の利用登録解除を行った方についても「資格確認書」が交付されます。)

1 初めて「マイナ保険証」で受診する場合

マイナ保険証のご利用が可能な方は、共済組合からオンライン資格確認システムへデータ登録が完了している方になります。(組合員証等をお持ちの方は登録が完了しています。)

資格取得して間もない方は、事前にマイナポータルにアクセスし、資格情報が登録されていることを確認してからご利用ください。

2 円滑な「マイナ保険証」利用のために

組合員及び被扶養者の資格得喪等に係る「届書等※」の提出は、事由発生日から**5日以内**に提出してください。

- 組合員資格取得届書、短期組合員資格取得届書、任意継続組合員資格取得申出書
- 被扶養者申告書
- 内部転入者報告書、適用区分変更届書、組合員種別・任用区分変更届書
- 退職届書、任意継続組合員資格喪失申出書

※ 届書等とは、必要事項(マイナンバー、氏名、生年月日、性別、住所)が正確に記入された届書に必要書類(所得証明書、雇用証明書、在学証明書等)をそろえたもの

データ登録の完了に要する期間

オンライン資格確認システムへのデータ登録は、共済組合が届書等を受け付けてから最低3日を要しますが、届書に必要事項(マイナンバー、氏名、生年月日、性別、住所)が正確に記入されていない、または必要書類がそろっていない場合などにより、相当の期間が必要になる場合があります。

3 各種様式について

令和6年11月末には地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)施行規則及び法施行規程が改正される見込みです。

この内容に則り当組合の運営規則等の各種様式等も改正することになります。

おって、改正内容について通知するまでは、現行の様式をご使用ください。

4 組合員等の資格確認

令和6年12月2日以降、組合員等の資格確認は、令和7年12月1日までの経過措置期間中は引き続き現在の「組合員証等」を利用するほか、次のいずれかにより確認できます。

- ① マイナポータルの資格確認情報画面
- ② 資格情報のお知らせ(資格情報通知書)
- ③ 資格確認書

※ リフレッシュ施設利用助成券の利用の際や契約スポーツジムへの加入手続き、保養所助成券をご利用の際に、資格確認(記号及び番号)が必要とされます。